

令和6年度第1回さいたま市社会教育委員会議 次第
(第12期第3回会議)

日時：令和6年7月1日（月）
10時00分から
会場：市役所2階 特別会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 報告事項

- ・ 前回会議について

(2) 協議事項

- ・ 令和6年度 社会教育関係団体補助金について
- ・ 第12期さいたま市社会教育委員会議ワークショップについて

4 連 絡

5 閉 会

令和6年度第1回(第12期第3回)さいたま市社会教育委員会議 出席者名簿

No.	氏 名	選出母体等	備 考
1	石川 敬史	十文字学園女子大学教授	副議長
2	石崎 敬吾	さいたま市中学校長会	
3	井上 久雄	青少年育成さいたま市民会議副会長	欠席
4	今川 夏如	さいたま市PTA協議会前副会長	欠席
5	加藤 美幸	十文字学園女子大学学修支援員	
6	小林 玲子	公民館運営審議会委員	欠席
7	佐野 操	埼玉県家庭教育アドバイザー	
8	澁谷 知範	公募委員	
9	関根 広美	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター 専任委員	
10	鶴ヶ谷 柊子	浦和大学講師	欠席
11	林 弘樹	映画監督	
12	藤田 成司	さいたま市立小学校校長会	
13	吉川 洋一	(公財)さいたま市スポーツ協会副会長	欠席
14	吉沢 浩之	さいたま商工会議所常務理事	
15	若原 幸範	聖学院大学准教授	議 長

(50音順)

(事務局)

1	佐野 公子	教育委員会事務局生涯学習部長
2	辰市 健太郎	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課参事兼課長
3	石田 悦子	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長補佐兼企画振興係長
4	八島 典子	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課長補佐兼家庭地域連携係長
5	三村 悟	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主査
6	富澤 麻理絵	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課家庭地域連携係主査
7	伊藤 智美	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主査
8	片山 貴仁	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課家庭地域連携係主査
9	駒井 友里香	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課企画振興係主事
10	井出 浩史	教育委員会生涯学習総合センター参事兼副館長
11	中島 孝一	教育委員会中央図書館資料サービス課参事兼課長

令和5年度第3回（第12期第2回）さいたま市社会教育委員会 会議録

開催日時：令和6年1月29日（月）15時00分～16時30分

開催場所：別館2階 第6委員会室

出席者名：【委員】若原 幸範議長、石川 敬史副議長、井上 久雄委員、
今川 夏如委員、加藤 美幸委員、小林 玲子委員、
佐野 操 委員、澁谷 知範委員、関根 広美委員、
鶴ヶ谷 柊子委員、永井 正委員、藤田 成司委員、
吉沢 浩之委員

【事務局】（生涯学習部） 辻 美由紀
（生涯学習振興課）辰市 健太朗、田原 佑介、石田 悦子、
伊藤 智美、清宮 雅貴
（生涯学習総合センター）野口 みずほ
（資料サービス課）中島 孝一

欠席者名：石崎 敬吾委員、林 弘樹委員

公開・非公開の別：公開

傍聴人の数：なし

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 前回会議について

令和5年度第2回会議の概要について、会議録に基づき説明した。

(2) 第12期さいたま市社会教育委員会 協議内容について

ア 協議テーマの設定

協議テーマについて、委員から寄せられた意見を基にした事務局案を提示し、併せて働く世代の生涯学習の現状について、資料3を基に説明した。

【意見・質疑応答】

＜若原議長＞

まず第12期の協議テーマについてです。委員の皆様からの事前意見と統計調査結果を基に、「働く世代の生涯学習と、地域活動への橋渡し」というテーマが提案されました。この場でテーマを確定し、以後の議論を進めたいと思います。

＜加藤委員＞

働く世代の生涯学習のあるべき姿を考えることに加え、やはり社会教育委員会として期待するのは、個々人のキャリア向上だけではなく地域の中で学んだことを生かしてもらうことですので、今期の方向性をはっきり示す良いテーマだと思います。

<若原議長>

学習成果の地域社会への橋渡しは生涯学習ビジョンでも触れられており、第11期の提言でも強調したところですね。

<澁谷委員>

協議テーマの「橋渡し」という表現が印象的でした。

この言葉に生涯学習ビジョンの人づくり、つながりづくり、まちづくりという3つの方向性が示されているので、生涯学習を通じた地域活動への橋渡し実現にむけた協議が進められると良いと思います。

その上で申し上げますと、「内閣府の生涯学習の世論調査」によると働く世代の53.7%は「仕事に必要な知識・技能や資格に関すること」のために学習を行っており、一方で20.4%の方は学習を行っていないと回答しています。そこで、働く世代にとって、仕事で必要な知識や技能を学ぶことは生涯学習に含まれるのかという点に興味を持ちました。

協議を進める上で、生涯学習と地域活動が示す範囲はどういうものかを定めることができればと思います。

この会議の場で扱う生涯学習とは、一般に社会教育施設で取り組まれている生涯学習講座やシニアユニバーシティのような活動を中心とするのでしょうか。企業等での研修のように、仕事で直接使うための学習は議論に含まれるのかが気になりました。

また、地域活動は、チャレンジスクールや消防団活動等の有償無償のボランティアを中心とした活動のイメージでしょうか。欧米では政治活動、宗教活動、企業のビジネス活動等も地域活動に含まれるイメージを持ちます。この会議の場で扱う地域活動はどちらかというと奉仕活動に近いイメージを持ったのですが、そこが明らかになると話しやすいと思います。

<若原議長>

はじめに言葉の定義を明確にする必要があるというご意見でした。生涯学習を公民館等の行政的な事業に絞るのか。また、地域活動の範囲も共有しておきたいというご意見かと思います。事務局のイメージはいかがでしょうか。

<事務局>

本市では、家庭教育、学校教育、社会教育、そして自主的な学習をすべて生涯学習と捉えております。ただし、教育委員会として推進するものは生涯学習ビジョンにもありますように、個人学習にとどまらず、学習成果をつながりづくり、まちづくりに生かすことをターゲットとしています。

地域活動については、チャレンジスクールやボランティア、あるいは自治会の活動等、委員の皆様にもご参加の方は多いかと思いますが、事務局としては有償無償の区別なくつながりづくり、まちづくりに貢献する活動をイメージしています。

<若原議長>

生涯学習にしても地域活動にしても意味する範囲が広いので、議論が難しい部分もあります。生涯学習ビジョンを前提に今期は「橋渡し」をキーワードとして、地域のつながりや活動につながる生涯学習を考えたいと思います。一方で、人づくりの観点から個々の学習に即して考えることも必要です。全体としてはつながりづくりや地域への橋渡しの部分が焦点になるかと思います。

<佐野委員>

小学校で子ども達に読み聞かせするボランティア活動があるのですが、司書教諭の先生から様々なことを教えていただいても、子どもが卒業すると活動から抜けてしまうのが勿体ないという話があり、10年程前に公民館サークルとして地域の方に読み聞かせをする会をつくりました。

今でもチャレンジスクールや公民館での活動が続いているのですが、例としてはそのようなもので良いのでしょうか。個々人の担っていたものを、地域におろしていく橋渡しをして、サイクルをまわしていくという捉え方です。

<事務局>

今の事例も地域のつながりを作り、学習の成果を地域社会と共有して学びを進めていく生涯学習活動の一例だと認識しています。

<石川副議長>

個々人の様々な知識や技術、興味関心を持ち寄って集団となり、地域内で人と人とのつながりが形成されることが今回の協議テーマだと思います。

ただ、働く世代、生涯学習、地域活動の橋渡し等、言葉の定義になると一言で表すことはなかなか難しいです。この場ではまず個人の学習にとどめるのではなく、地域社会への参加や地域づくりにつながることが合意を得られれば、協議テーマの方向性は良いと思います。

学びの循環やつながりの循環については資料2の今川委員のご意見が的確で、まちや社会全体の成長に資する生涯学習が、人の輪を広げて社会の発展につながっていくという思いがテーマに反映されれば良いのではないのでしょうか。

<若原議長>

協議テーマの意図するところが共有されたかと思います。意見用紙には「生涯学習」という用語を使わない方が良いというご意見もありましたが、細かい表現は最終的な成果物をまとめる際に改めて検討いたします。

<今川委員>

資料2のご意見を読むと、つながり、循環、きっかけ、寄り添うといった言葉が多く、橋渡しという言葉は見受けられなかったことが気になりました。届けるという言葉

葉は引っかかるというやり取りが前回あり、今回橋渡しとなりましたが、橋渡しはするけれど、その橋を渡ってきてくれるだろうかと思ってしまったので、「地域活動へのつながりづくり」のような直接的な表現はいかがかと思いました。

<若原議長>

つながりも大事なキーワードですね。提案の意図としては個人の学びの時点で止めず、次のつながりづくりや地域社会への参加に橋渡しすることを目指すということで、ここではあえて別の表現を使われたかと思います。地域活動への橋渡しにはつながりづくりが必要となるので、もちろんつながりづくりの重要性は言外に含まれるかと思います。

皆様のご意見を踏まえた上で今後議論していき、一旦ここでは「働く世代の生涯学習と、地域活動への橋渡し」と確定したいと思います。

イ 協議課題の設定

協議課題(1)「働く世代が生涯学習を身近に感じるきっかけづくり」と協議課題(2)「働く世代が地域活動につながる仕組みづくり」を提示し、次回以降のワークショップ・視察の進め方を説明した。

【意見・質疑応答】

<若原議長>

先ほどの協議テーマを踏まえ、協議課題の設定についてです。事前にいただいた意見をもとに2つの課題が設定されていまして、一つは「働く世代が生涯学習を身近に感じるきっかけづくり」と、もう一つは「働く世代が地域活動につながる仕組みづくり」です。特に後者は先程の「橋渡し」の議論に関連しますが、前者の協議課題もこれで良いのだろうかと考えているところです。委員の皆様からの率直なご意見をお聞かせください。

<澁谷委員>

どちらの協議課題もとても興味深いと思います。

その上で、まず「働く世代」という言葉に対するイメージを一度合わせた方が良いと思いました。Webで調べたところ、保健福祉行政では就労形態にはよらず20代～50代の世代を示す言葉として使われる印象を持ちました。一方、現役で働く70代、80代もいらっしゃいます。個人的には20代～60代、一定の年代を示す言葉とすると良いと思いました。

もう一つは、生涯学習と地域活動には領域として重複する部分があると思います。例えばチャレンジスクールは、子どもにとっては生涯学習としての活動となり、子どもを支援する大人にとっては地域活動になると思います。また、シニアユニバーシティや彩の国環境大学は、講座・講義等の受講は生涯学習であり、その先のつながりづくりという活動は、地域活動のように見えます。厳密にどちらに当てはまるのかは曖昧なところがあります。生涯学習と地域活動、各々の言葉が示す活動のイメージを合わせられると、より具体的な議論になると思います。

<若原議長>

生涯学習と具体的な地域活動は切り離せず、複雑に絡むものだと思います。例えば、講座等で学んだことを地域活動で生かすこともありますし、一方で地域活動を通して得る学びもあります。

そして働く世代の定義についてですが、事前に事務局とも打ち合わせたのですが、あまり絞りすぎると定義によって排除される人が出てしまうのではないかと考え、まずは厳密な定義をつけないという話になりました。とはいえ、基本的なイメージとしては先ほどおっしゃった20代から50代くらいの世代を念頭に置きながら議論していくことになるかと思います。

また、協議課題1の「きっかけづくり」という表現について、前回の「届ける」という表現に関わる議論が念頭にありまだ悩んでいるのですが、いかがでしょうか。

<今川委員>

私はきっかけづくりという表現は良いと思います。

<若原議長>

ご賛同ありがとうございます。最終的な成果物の作成の際に、議論を踏まえた上でまた検討しますので、協議課題はこちらの2本を柱にこれから深めていきたいと思っています。

つづいてワークショップや視察の進め方です。基本的に第11期の進め方を踏襲することとし、コロナ禍も落ち着いてきていますので、外部に出向くスタイルを含めて実施するほか、会議の回数外として自主参加の臨時会を設けるかも後程考えたいと思っています。

ウ ワークショップ・視察先案

ワークショップ・視察先案について委員から寄せられた意見を提示した。

【意見・質疑応答】

<若原議長>

行政関係と民間団体、企業等に分けて、事前にいただいた意見に基づき資料が作られています。多くの提案がありますが、詳細な調整は事務局にお任せします。今回はこれらの提案を共有し、優先順位をつけつつ、特に重要と思われる点について意見を伺いたいと思います。

<石川副議長>

私は図書館学をやっているのですが、本を媒介としたつながりづくりとして、独立系書店を提案しました。最近20～30代ぐらいの方々が地域のコミュニティーを形成していく独立系書店が、地方を中心に展開しています。兵庫ではソーシャルワーカーや地域社会福祉との関わりで地域文庫を展開している事例もあるようです。市内の浦和ですと石井桃子さんの児童文学がありますし、杉並区にも子どもたちの居場所となる取

組があります。

大宮でも1棚3,000円ぐらいで貸し出しをして、働く世代の大人たちが自分の好きな本を展示して、読書会などのつながりづくりを展開しているところがあり、また南浦和にもそういった本屋があると聞いています。また最近、北与野のあたりに、本屋で子どもたちの学習をサポートする方もいらっしゃるのので、本を媒介としながらつながりづくりや学びを広く展開していく好事例があるかと思います。

また、文化芸術活動も挙げました。私自身は楽器も演劇もできないのですが、自己表現を通してつながり、さらに自己実現を果たしていくことも題材として魅力的ではないかと思います。

<若原議長>

生涯学習や社会教育の担い手としては、行政だけでなく民間企業も重要な役割を担っています。特に独立系書店は、民間の立場から本を媒介として居場所を作り、社会課題の解決や地域のつながりを作る活動を行っています。これらの活動は、働く方々によって実現されており、視察先として適しているというご意見でした。

<小林委員>

特定の団体は指定していないのですが、私自身が仕事で関わる中で、様々なNPO団体があると感じ提案しました。

例として挙げられている中では、チャレンジスクールとシニアユニバーシティを請負っている団体が大宮にありまして、お話を伺えばターゲットや活動内容、結果などの分析に役立つのではないかと思います。

また、私が実際に関わっているさいたま市民大学は幅広い世代の方が参加されているので、その実情をお伺いできれば今後の目標が見えてくるのではないのでしょうか。シニアユニバーシティもそれぞれの分校がサークルを持っていて、地域活動には非常に活発に精力的に活動してらっしゃいますので、それぞれの事業や団体の背景や活動内容を踏まえて話し合いをできれば良いと思いました。

<若原議長>

NPOは先程のボランティア活動との関わりもあり、その活動自体が地域活動や地域貢献に寄与しています。チャレンジスクールなどを請負っている団体等は多世代の生涯学習を支援する役割を担っていて、そういった側面からの学びがありそうです。

シニアユニバーシティは第11期でワークショップを行いました。自分が学ぶだけでなく自主的な活動をしており、またそこで学んだ人が大学の運営に関わるという循環が行われているお話を伺い、非常に学ぶところが多い事業でした。

世代を超えた学びは重要な視点となりますので、意識して進めたいと思います。

<加藤委員>

限られた回数で「働く世代の生涯学習と、地域活動への橋渡し」というテーマに基づいて考えると、地域活動への橋渡しの事例を特に研究する必要があります。現役世

代が地域活動に参加するようになったきっかけを伺うには、生涯学習ビジョンでいうまちづくりに取り組んでいる事業や団体が良いのではないのでしょうか。石川委員ご提案の独立系書店などは、会合ができる場所があったり、マルシェが併設されていたりと様々な工夫をされているのでそういった話が聞けるとよいと思います。

<若原議長>

企業等の地域貢献意識もSDGsの社会的な広がりで盛んとなっていますが、そういうところに学ぶのは重要な視点となる気がします。国や県のアンケートでも仕事が忙しくて時間がないという回答がありましたが、企業活動の一環となるとまた別の活動があるかもしれません。その意義も研究課題になると思います。

<佐野委員>

公民館事業について、さいたま市は事業として親の学習のファシリテーターを養成しており、そこで養成された方が各公民館の親の学習事業で活動されています。地域の公民館事業で、お子さんに対しては科学の実験教室などを開催し、その間保護者の方には子育てについてグループワークを行うような仕組みがあり、そこに参加した保護者の方が自分も活動をやってみたいということで、次のファシリテーターの講習に参加していく循環があります。それがもう何年も続いていて、仕事を持っている働く世代の若い保護者もファシリテーターとして参加してくださっています。

チャレンジスクールも、地域のボランティアグループや個人の方が活動につながる橋渡しをしており、勉強だけではない学びの体験を受け継いでいる場として挙げました。

<若原議長>

チャレンジスクールは市としても力を入れているところかと思います。今回の皆様のご意見でも良く出てきたものでもありますので、優先順位を高く検討したいと思います。

<今川委員>

NPOについて、私自身もNPOの代表をしているのですが、昨年12月にさいたま市で新たに認定NPOになられた「クッキープロジェクト」という団体に非常に興味を持っています。北浦和や小児医療センターにお店を出されているのですが、定款に記載された目的に「この法人は、ふだんの暮らしの中では知り合う機会が少ない人同士が、クッキーを通じて出会い、障がいがある人もない人も、会社員も学生もフリーターも、大人も子どもも、いろんな人が『まぜこぜ』になって暮らす社会をめざし、障がい者の社会参加の推進などに係わる諸活動を行う」とあります。すぐくつがるものを感じ、一度お話を聞いてみたいと思っていたので、情報提供としてお話ししました。

<若原議長>

働く世代というときに、実際に働いている人はもちろん想定されるのですが、一方で働く世代にありながらチャンスが得られない立場の方々もいますので、そういった方々をどう考えるかも大きなテーマになると思います。そういうときに今のご意見は参考になりますし、他にも職業能力開発促進センター等が案として上がっていますので、そういったところも重要かと思いました。

<関根委員>

議論に関連して、環境活動を行うNPOが盛んに活動されています。活動には親子で参加する方が多い一方で、団体の構成員は結構年齢が上の方なのですが、そういう様々な世代が関わるNPOはいかがでしょうか。私の勤めている桜環境センターではビオトープがあり、そこに数年前まで小学生の方が毎日のように来ていたらしいです。しばらくコロナ禍で来られなかったのですが、この間中学生になってその方がボランティアをできませんかと言ってこられたことがありました。これはすごい生涯学習だと実感しまして、自然はすごく身近でハードルも低いので、赤ちゃん連れでも来られるし、高齢の方も気軽に来られるので、そういう視点もあってよいと思いました。

<若原議長>

団体の構成員は高齢者層でありながら、そこに来て学ぶ活動をする方は子育て世代である働く世代という例が何え、多世代のつながりが視点として提示されました。

<永井委員>

私が挙げたのは公民館事業なのですが、働く世代の生涯学習ということで、土日に開催される公民館事業がうってつけではないかと考えました。

行政ならではの視点からの働きかけもあるでしょうし、民間ならではの働きかけもあるでしょうから、この違いもお互いに説明を聞いて、比較しながら検討していけたらよいのではないかと考えます。

<若原議長>

協議の回数も限られていますので、事業同士の比較という視点をもって対象事業を選定するのは良いと思います。

また、第11期は2回しか公式にワークショップの時間を取れなかったもので、自主会という形でワークショップを実施しました。今回も多くの案が挙がっているので、事務局には少々負担をかけるかもしれませんが、手分けをして話を聞いてみるどうか、議長が視察に行き都合が合う人が同行する等、幅を広げることも含めて取り組んでいくのはいかがでしょうか。

<今川委員>

議長が行くので行ける人は一緒に行きましょうみたいなのは、すごく個人的には好きです。そういう感じで色々なところに行く機会があるなら、私はどんどんついてい

きたいと思います。

＜若原議長＞

個人的に色々なところに話聞いてみたいと思いますので、ぜひやってみたいと思います。それで聞いたお話を、このワークショップで共有しながら全体で議論するやり方もあるかと思います。全体で話す場はもちろん作りますが、もう少し柔軟な形で多くの声を聞きながら、議論を広げ深めていければと思います。

6 連 絡

現代短歌新人賞表彰式の開催通知と、第 65 回全国社会教育研究大会宮崎大会および第 54 回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会の参加結果を報告した。

7 閉 会

以上

令和 6 年度 社会教育関係団体補助金について

さいたま市 P T A 協議会補助金

(1) 主な事業・・・広報紙発行、定期総会、役員研修会、各委員会費、各種会議参加費など。

(2) 令和 5 年度補助金額 1,650,000 円

(3) 令和 6 年度補助金申請額 1,650,000 円

<参考> 【社会教育法抜粋】

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、(中略)教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

様式第1号(第5条関係)

さいたま市社会教育関係団体補助金交付申請書

令和 6 年 6 月 25 日

(あて先)さいたま市長
清 水 勇 人 様

(申請者)住 所 〒 330 - 8501
さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1
大宮区役所4階

団体名 さいたま市PTA協議会
代表者役職名 会 長
代表者氏名 郡 島 典 幸

注 署名によらない場合(印刷、社判等)は押印をしてください

令和 6 年度さいたま市社会教育関係団体補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 内容 さいたま市 PTA 協議会 事業費補助
- 2 補助金の交付申請額 金 1,650,000 円
- 3 関係書類
 - (1)事業計画書
 - (2)収入支出予算書
 - (3)規約等
 - (4)名簿
 - (5)その他市長が必要と認める書類

令和6年度 さいたま市PTA協議会 事業計画（案）

月	事業並びに会議	会場（予定含む）
4	第10回常任理事会（10（水）19：00～） 広報紙コンクール（13（土）13：30～令和5年度分） 第10回理事会（24（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 市民会館おおみや 集会室1 大宮図書館 研修室AB
5	広報紙づくり講習会（20（金）10：30～） 新旧常任理事会（15（水）19：00～） 新旧理事会（29（水）19：00～）	浦和コルソホール 大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
6	常任理事予定者会議（第1回常任理事会）（12（水）19：00～） 定期総会（15（土）13：30～） 第1回理事会（26（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 浦和コミュニティーセンター多目的 市民会館おおみや 集会室8
7	第2回常任理事会（10（水）19：00～） 広報紙発行（No.47） 第2回理事会（24（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
8	さいたま市から「体験の風をおこそう」in 館岩 ネイチャー・ラボ 館岩少年自然の家	館岩少年自然の家 館岩少年自然の家
9	役員セミナー 第3回常任理事会（11（水）19：00～） 第3回理事会（25（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
10	第4回常任理事会（9（水）19：00～） 第4回理事会（23（水）19：00～） 教育委員会交流会	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
11	第5回常任理事会（13（水）19：00～） 第5回理事会（27（木）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
12	役員研修人権講演会 第6回常任理事会（11（水）19：00～） 第6回理事会（25（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
1	第7回常任理事会（15（水）19：00～） 補償制度説明会 第7回理事会（29（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
2	教育委員会懇話会 第8回常任理事会（12（水）19：00～） 第8回理事会（26（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
3	広報紙発行（No.48） 第9回常任理事会（12（水）19：00～） 第9回理事会（26（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
4	広報紙コンクール（令和6年度分） 第10回常任理事会（9（水）19：00～） 第10回理事会（23（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
5	広報紙づくり講習会 新旧常任理事会（14（水）19：00～） 新旧理事会（28（水）19：00～）	大宮図書館 研修室AB 大宮図書館 研修室AB
6	常任理事予定者会議（ ） 定期総会（ ）	大宮図書館 研修室AB 浦和コミュニティーセンター多目的

※日程については変更になる可能性があります。

その他 正副会長会議を必要に応じて開催

正副委員長会議を必要に応じて開催

各委員会を必要に応じて開催

令和6年度 さいたま市PTA協議会 補助事業
収 支 予 算 書

R06.06.25現在

1. 収入の部

項 目	予 算	摘要
負担金等、自己資金より	3,540,000	P T A 会員負担金、保険口座繰入金等より
市補助金	1,650,000	さいたま市より
合 計	5,190,000	

2. 支出の部

項 目	予 算	摘要
会議費	1,000,000	会場費、総会費他
事業費	3,990,000	
広報紙	1,800,000	年 1 回 1 0 万部、年 1 回WEB
ホームページ管理費	50,000	ソフト代他、ICT強化費
役員研修会	500,000	セミナー、研修会、講習会他
特別事業補助費	1,000,000	子どもの顔が見える事業、体験の風をおこそう、 館岩少年自然の家
特別事業費	500,000	ガイドブック発行（教員含む）
委員会活動費	140,000	事業・広報情報等各委員会費
派遣費	200,000	各種会議参加費他
合 計	5,190,000	

さいたま市社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市の社会教育の振興を図るとともに、社会教育に関する事業(以下「事業」という。)を円滑に推進することを目的として、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第10条に規定する社会教育関係団体に対し、さいたま市社会教育関係団体補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において「社会教育関係団体」とは、次に掲げる者とする。

(1) さいたま市PTA協議会

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、社会教育関係団体が実施する公益的な事業、会議の開催及び参加に必要な経費とする。

2 次の経費は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 宗教的又は政治的な目的を有する事業に係る経費
- (2) 営利を主たる目的とする事業に係る経費
- (3) 本市の実施する他の補助金を受けて実施する事業に係る経費
- (4) 社会教育関係団体の事務局の運営に係る事務的経費
- (5) 社会教育関係団体の構成員のための趣味的・娯楽的な事業に係る経費
- (6) 社会教育関係団体の構成員の親睦を図ることを目的とした事業に係る経費
- (7) 飲食に係る経費
- (8) その他、市長が不適当と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1の額を限度とし、当該年度予算の範囲内で、市長が決定するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする社会教育関係団体は、さいたま市社会教育関係団体補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添え、当該年度の4月1日から6月30日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 規約等
- (4) 名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行方現地調査等により申請内容が適正であるかどうか等を調査し、法第13条第1項の規定に基づき、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補

助金の交付の申請を行った社会教育関係団体に、さいたま市社会教育関係団体補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)を交付し、不交付と認めたときは、さいたま市社会教育関係団体補助金不交付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した社会教育関係団体は、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に当該申請を取り下げることができる。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた社会教育関係団体(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、さいたま市社会教育関係団体補助金変更交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、変更に係る書類の審査等により、変更を適正と認めるときは、補助事業者にさいたま市社会教育関係団体補助金変更交付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から報告の要求があったときは、次に掲げる事項について報告しなければならない。

- (1) 運営状況の報告
- (2) 予算執行状況の報告
- (3) その他市長が指示する事項についての状況報告

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る当該年度終了後14日以内に、さいたま市社会教育関係団体補助金事業実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 支出証拠書類等
- (4) 監査報告書
- (5) その他資料又は写し

(交付額確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、さいたま市社会教育関係

係団体補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付時期)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市社会教育関係団体補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定前に、補助金の概算交付を受けようとするときは、さいたま市社会教育関係団体補助金概算交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書の提出のあったときは、当該請求書の内容が補助金の目的等から適正かどうか判断し、補助金を概算交付すべきものと認めたときは、補助事業者にさいたま市社会教育関係団体補助金概算交付額通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(書類の整備及び調査等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る執行の適正を期するため、必要があるときは職員に關係帳簿書類を調査させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正手段により交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行し、平成13年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に提出された申請書による社会教育関係団体補助金の申請について適用し、同日前に提出された申請書による申請書による社会教育関係団体補助金については、なお従前の例による。

社会教育委員会議ワークショップ（第 1 回）について

1. ワークショップの流れ（約 65 分）

- (1) 事業説明・質疑応答 （20 分）
- (2) グループワーク （25 分）
- (3) グループ発表 （10 分）
- (4) 本日のまとめ （10 分）

2. 協議課題

- (1) 働く世代が生涯学習を身近に感じるきっかけづくり
- (2) 働く世代が地域活動につながる仕組みづくり

3. 発表団体

- 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課家庭地域連携係
主査 富澤 麻理絵、主査 片山 貴仁

4. ワークショップの進行方法

(1) 事業説明・質疑応答（約 20 分）

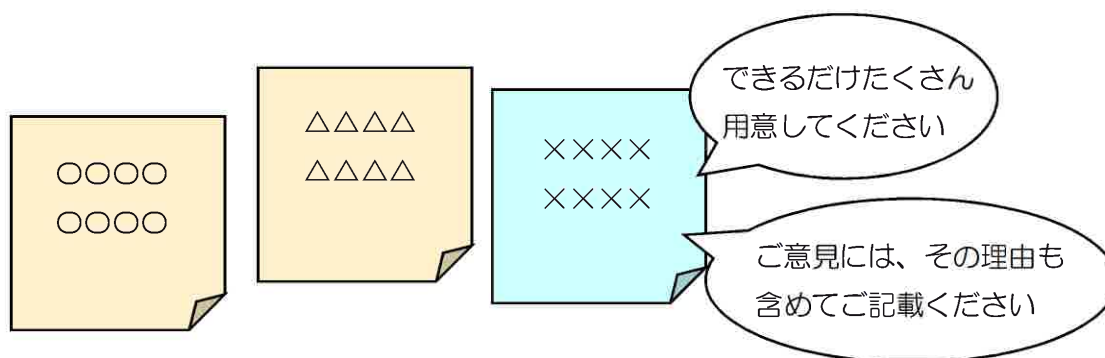
今回のヒアリング対象であるチャレンジスクールについて担当より事業の概要をご説明し、その後質疑応答を行います。

(2) グループワーク（約 25 分）

グループ	構 成
A	若原議長、石崎委員、加藤委員、澁谷委員、林委員、吉沢委員 (オブザーバー) 富澤主査 / 三村主査、駒井主事
B	石川副議長、井上委員、佐野委員、関根委員、藤田委員 (オブザーバー) 片山主査 / 石田補佐

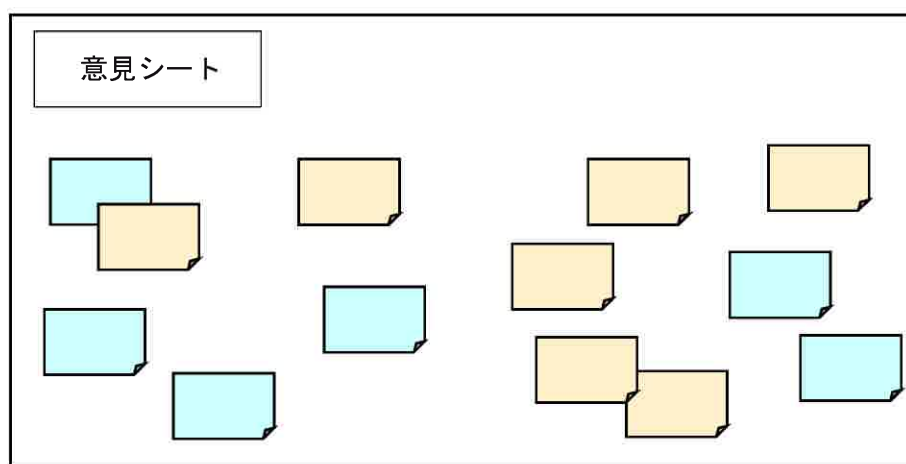
① 意見交換のための準備（約 5 分）

- まずは委員各自で、団体様からの説明や皆様の日頃の活動を通じて、働く世代の生涯学習の振興に関わる新しい取組や、現在行われている生涯学習の取組に参考にできることなどをフセンに書いてください。
- ご意見は 1 枚のフセンに 1 つずつ、なるべく簡潔に書き出してください。
- 説明を受けてのご意見は黄色のフセン、アイデアは水色のフセンに記入してください。
- 今回のヒアリング対象事業自体の改善案等をお書きいただくものではありません。



② 意見交換（約 15 分）

- 各グループ内で 1 人ずつフセンに書いた意見をまとめシートに貼り付け、グループ内で順番に発表してください。（1 人あたり 2 分程度）
- 近いイメージの意見のフセンは近い位置に貼り付けるようにしてください。
- 発表が一巡したら、グループ内で意見交換を行ってください。



③ グループ内まとめ（約 5 分）

- 各グループで発表担当を決め、グループ発表の内容をまとめてください。
- 発表担当は議長、副議長以外の社会教育委員の中からお選びください。

(3) グループ発表（各 5 分程度/計 10 分）

まとめシートの内容を基に、グループごとに発表担当から発表していただきます。

(4) 本日のまとめ（約 10 分）

各グループの発表について、議長と副議長より総括を行います。

ワークショップとは、参加者の主体性を重視した形式のことで、様々な立場や考えの人がお互いの意見を理解し合い、協力して新しい発見、共通の方向性を見出す手法です。
意見を戦わせる議論や、疑問点・不明点を明らかにする質疑応答が目的ではありません。



チャレンジスクール 事業概要シート

作成：生涯学習振興課

1 事業概要

土曜日や放課後等に学校の教室等を活用し、地域住民、団体等の参画を得て、児童生徒の自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施することにより、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかにはぐくむことを目的としています。

2 主な活動内容

	土曜チャレンジスクール	放課後チャレンジスクール
事業内容	子どもたちに学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るため、土曜日等に子どもたちの自主的な学習や体験活動等を実施する。	子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をはぐくむため、放課後等に子どもたちのスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施する。
対 象 者	全児童（市立全小中学校）	全児童（市立全小学校）
活動日	土曜日 月 2 回程度	放課後 週 1 回～
活動時間	9 時～ 1 2 時	放課後～ 1 7 時
活動場所	教室、特別教室等	体育館、校庭、特別教室等
活動内容	自主学習、英検対策等	スポーツ、ボール遊び、レクリエーション、体験活動、工作、宿題等

3 働く世代の生涯学習の振興に係わる活動

地域の働く世代の方（参加者・卒業生の保護者、PTA役員、教員経験者、地域の団体の方等）もボランティアとして参加し、様々な体験活動や学習指導等を行っています。

（例）・地元の工務店の方による本棚の制作体験（写真左）

・地域の教員による化石発掘体験（写真中）

・地域に住む学習アドバイザーによる個別学習指導（写真右）



チャレンジスクール 事業調査票

作成：生涯学習振興課

1 「働く世代が生涯学習を身近に感じるきっかけづくり」について

～働く世代の学習機会の創出や、事業への取り込みに役立っている活動～

- ・チャレンジスクールのボランティアの登録のために、「ボランティアシティ さいたまWEB」(ぼらたま) というWEBサイトを開設しています。
- ・ぼらたま登録者に対しては、チャレンジスクールで活動する上での心構えや注意点などの研修を行ってから、ボランティア活動に参加をしていただいています。また、オンライン研修も実施し、参加者の利便性を高めています。
- ・研修を行ってから、現場で活動していただくことで、スムーズにボランティア活動に入っていけると考えています。

2 「働く世代が地域活動につながる仕組みづくり」について

～働く世代の地域貢献や、多世代の交流促進などに役立っている活動～

- ・ボランティア活動を長く続けていただくためには、自分たちの活動が社会に貢献するもので、価値があるものだという実感を持っていただくことが大切だと考えています。そこで、ボランティア参加者、チャレンジスクールに参加した児童生徒、その保護者の三者に対して、アンケートを実施し、その結果を共有しています。
- ・児童生徒が「チャレンジスクールに参加してよかった」「どちらかといえばよかった」と回答している割合(令和5年度)は、97%を超えています。また、ボランティアが「チャレンジスクールに参加してよかった」「どちらかといえばよかった」と回答している割合(同)は97.9%となっています。
- ・ボランティアには働く世代だけでなく、大学生やリタイア世代も参加しており、子どもたちとの交流を楽しんでいます。

3 課題点について

- ・ボランティアスタッフの高齢化、不足が課題となっていることから、市内公共施設やPTAに募集チラシを配布するほか、近隣大学等において説明会を行うなど、PR活動を行っています。

チャレンジスクール 社会教育委員質問票まとめ

1 事業概要シートについて

(1) 事業概要

- ① 市で事業を開始した当初の経緯・目的、現在までの歴史・経過を教えてください。
- ② 市の事業となる前に、各校の自主的な取組み等がありましたか。
- ③ 学童保育とのすみ分けはどのようにしていますか
- ④ 国からの予算補助等がありますか。
- ⑤ 事業の予算について教えてください。
- ⑥ 団体等の参画とありますが、どのような団体が参画していますか。
- ⑦ 次の団体等とのつながりや連携について
 - ア 学校応援団や PTA
 - イ 学校関係者（教職員等）
 - ウ 学校地域連携コーディネーター
- ⑧ 大人が子どものサポートだけでなく、子どもと大人が一緒に取り組めるような事業を実施している事例はありますか。

(2) 主な活動内容

- ① プログラム・開催時間などについて市内各学校の特色や違い、もしくは共通点などを教えてください。
- ② 児童生徒の参加状況に関し、特徴はありますか(例えば小学校/中学校別の参加割合等)。
- ③ 参加が多い(少ない)学年はありますか。
- ④ 少年団、塾、部活などの実施日と重なることもあると思うが、そういった児童生徒は参加していないのでしょうか。
- ⑤ 土曜チャレンジスクールの英検対策は中学校で実施しているのですか。目的に基礎学力の向上や学習習慣の定着とあるが、勉強が苦手な子供の参加が多いのですか。
- ⑥ 地域住民との交流活動とは、どのようなものですか。
- ⑦ ボランティア保険の加入状況を教えてください。

(3) 働く世代の生涯学習の振興に係わる事業

- ① ボランティア同士のつながりや、新たな学びあい・ネットワーク形成への連続性は見られますか。
- ② ボランティアの年代、性別、属性等の特徴を教えてください
- ③ ボランティアの構成比と体験活動の事業内容は比例していますか。
- ④ 子供たちのニーズとボランティアのマッチングに対する苦労はありますか。
- ⑤ 活動日や活動内容等について地域の働く世代の参加の特徴はありますか。
- ⑥ 地域の働く世代がボランティアとして参加するきっかけは、どのようなものでしょうか。
- ⑦ 地域の働く世代のボランティアとしての参画期間に特徴はあるのでしょうか。
- ⑧ 地域の働く世代のボランティアにとって、チャレンジスクールはどのような場であることが期待されますか。

- ⑨ 地域の働く世代のボランティア活動がよりよい取組みとして継続するために、どのような仕組みがありますか。
- ⑩ チャレンジスクールの体験活動はどのように企画され、運営されるのですか。
- ⑪ 働く世代にボランティアとして参加していただくために効果的だった工夫にはどのようなものがありますか。
- ⑫ ボランティアや講師がどの程度「生涯学習」を意識して活動に参加していますか。

2 事前調査票について

(1) 「働く世代が生涯学習を身近に感じるきっかけづくり」について

- ① どのような年代・世代の方が登録・活躍していますか。地域（学校）によって登録者数や傾向等が異なりますか。
- ② 新規登録者対象の研修の他に、継続して参加する登録者に対し、スキル向上や活動経験を共有するような研修機会等がありますか。
- ③ 「ボランティアシティ さいたまWEB」（ぼらたま）について
 - ア 広報はどのようにされていますか。
 - イ チャレンジスクール活動に繋がった方はどのくらいいますか。
 - ウ 働く世代の登録状況
 - エ 登録者が各学校のチャレンジスクールのボランティアとして参加するまでの流れ

(2) 「働く世代が地域活動につながる仕組みづくり」について

- ① 学生を除いて働いている人が本事業に関わっている割合はどのくらいですか。
- ② チャレンジスクール内の多様な世代のボランティア間（例えば大学生世代/働く世代/リタイヤ世代との間）の交流事例や、異なるチャレンジスクール間のボランティア同士の交流促進や実践事例の共有・情報交換などの事例等がありますか。
- ③ 働く世代や大学生で、継続的に参加している方は多いのか。継続して参加できるような仕掛けをしていますか。
- ④ 初めて参加される方がどのような経緯で参加されたのか（活動を知ったのか）

(3) 課題点について

- ① 活動を無理なく継続・持続していくための工夫は何がありますか。
- ② チャレンジスクールを運営するボランティアのリーダー層の特徴は（例えば、教員経験者、PTA 役員経験者、地域スポーツ活動経験者等）。
- ③ 効果のあったPR活動はどのようなものがありますか。
- ④ SNS の活用など事業調査票の記載以外に行っているPR活動はありますか。
- ⑤ 各学校で、ボランティアの募集等は行っていますか。
- ⑥ 周辺の事業所や高等学校、大学などと協力関係を持っている例はありますか。

3 その他、事業全般について

- ① 他の小中学校に通う児童生徒等も広く参加を受け入れるチャレンジスクールの事例はありますか。